

会津若松市上下水道事業管理者交際費の公表に関する要綱

(平成20年6月6日決裁)

(令和2年4月1日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、会津若松市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）の交際費の支出に係る情報の公表に関し、上下水道事業経営における一層の透明性を図り、上下水道使用者の上下水道事業経営に対する理解と信頼を深めるため、必要な事項を定めるものとする。

(公表する内容)

第2条 交際費は、次に掲げる事項について公表するものとする。

- (1) 支出年月日
- (2) 支出区分
- (3) 支出先・内容等
- (4) 支出金額
- (5) 累計額
- (6) 件数

2 前項の規定にかかわらず、会津若松市個人情報保護条例（平成15年会津若松市条例第2号）の規定により、個人情報保護の観点から特別の配慮が必要と認められる場合は、個人名は公表しないものとする。

(支出区分)

第3条 前条に規定する支出区分は、会津若松市上下水道事業管理者交際費支出基準によるものとする。

(公表の時期)

第4条 交際費の公表は、交際費支出簿（別記様式。次条において「支出簿」という。）により月毎に区分整理し、当月分を翌月の10日（その日が休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日）までに行うものとする。

(公表の方法)

第5条 交際費の公表方法は、会津若松市上下水道局のホームページの交際費執行状況欄に更新掲載するとともに、上下水道局総務課備え付けの支出簿を閲覧に供することにより行うものとする。

2 前項の閲覧は、会津若松市情報公開条例（平成15年会津若松市条例第1号）第6条の規定による開示請求の手続は要しないものとする。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行し、平成20年度分の交際費から適用する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行し、令和2年度分の交際費から適用する。

別記様式（第4条関係）

交際費支出状況（ 年 月分）

支出年月日	支出区分	支出先・内容等	支出金額（円）

累計（ 年度）

区分	累計額	件数
会費		
弔費		
見舞金		
懇談費		
贈答費		
その他		